（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　法第十二条第一項第八号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第五十条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合

五　（略）

六　次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合

イ～ト　（略）

チ　第一条の五第四号ウに掲げる行為

七　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における展示のために譲渡し等（生きている個体に係るものを除く。）をする場合

五～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は公立の博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

（認定書の交付の申請）

第八条　令第七条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～十　（略）

2　（略）

（陳列又は広告の禁止の適用除外）

第九条　法第十七条第一号の環境省令で定める場合は、適法捕獲等個体若しくはその器官又はこれらの加工品の陳列又は広告をする場合とする。

（登録の対象となる牙）

第十条の二　令別表第六の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第一項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げる*Loxodonta africana*（アフリカゾウ）に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。

（個体等の登録の申請等）

第十一条　法第二十条第二項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真（第三項各号に掲げる種の生きている個体にあっては、当該個体の写真及びその個体識別措置に係る番号を確認することができる写真（当該個体に個体識別措置が講じられていることが確認できるものに限る。））及び証明書（第三項各号に掲げる種の生きている個体の場合に限り、個体識別措置が、

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　法第十二条第一項第六号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　第三十七条第一項第一号ロの規定により捕獲等をした生きている個体の譲渡し等をする場合

五　（略）

六　次に掲げる行為に伴って譲渡し等をする場合

イ～ト　（略）

チ　第一条の二第四号ウに掲げる行為

七　（略）

2　法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定したもの（第三項において「博物館相当施設」という。）が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合

五～十　（略）

3　第一項第四号又は前項第一号、第三号、第四号若しくは第六号に規定する譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後三十日以内に、環境大臣に届け出る（国の機関、地方公共団体、公立の大学、公立博物館又は博物館相当施設が譲受け又は引取りをする場合にあっては、環境大臣に通知する）ものとする。

（認定書の交付の申請）

第八条　令第三条第一項第二号の認定書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一～十　（略）

2　（略）

（陳列又は広告の禁止の適用除外）

第九条　法第十七条の環境省令で定める場合は、適法捕獲等個体若しくはその器官又はこれらの加工品の陳列又は広告をする場合とする。

（登録の対象となる牙）

第十条の二　令別表第六の個体等の欄の環境省令で定める牙は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（次条第二項第四号において「条約」という。）附属書Ⅱに掲げる*Loxodonta africana*に付された注釈に従って本邦に輸入されたと認められるものとする。

（個体等の登録の申請等）

第十一条　法第二十条第二項の申請書には、登録をしようとする個体等の写真のほか、次の各号に掲げる個体等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付し難い場合にあっては、これに代えて、当該個体等が当該区分に該当することを証する書類を添付することができる。